

北見市の高齢者福祉サービス

北見市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、いろいろな福祉サービスを行っています。サービスの利用を希望される方や介護・健康・財産管理・高齢者虐待などのご相談は、相談窓口（裏面記載）にお気軽にご相談ください。

緊急通報システム設置

急病、火災、ガス漏れなどの際に、民間の緊急通報受信センターにつながる緊急通報システムを設置し、在宅生活における緊急時の救助態勢を整備します。

● 対象

- ① 65 歳以上のひとり暮らしの虚弱な高齢者で、通院もしくは服薬にて病気の治療を受けており、心臓疾患、脳疾患、関節疾患、特定疾患等の既往歴があり、緊急時に機敏に行動することが困難な方
- ② ひとり暮らしの重度身体障がい者で、緊急時に機敏に行動することが困難な方

● 利用者負担 原則無料

● その他

- ① 緊急協力員または緊急連絡先が必要です
- ② 設置される機器は、緊急通報発信機（本体とペンダント式無線発信機）、火災センサー、ガス漏れセンサーなどです

食の自立支援・配食サービス

食事の支度などが困難な高齢者などに対し、配食サービスを提供し、健康で自立した生活を支援します。

- 対象 65 歳以上の単身、高齢者のみの世帯及び身体障がい者のみの世帯などで、食事の支度などが困難な方
- 配食内容 身体及び日常の食事の状況などを調査の上、1 週間の昼食・夕食のうち、最大 5 食までの配食に対し助成します（各自治区によって、助成回数に制限がある場合があります）
- 利用者負担 1 食 500 円以上の配食につき、市が助成する 200 円を除いた金額

家族介護用品支給

高齢者または重度身体障がい者を介護している北見市在住の家族の方に、介護用品を薬局などで交換できる給付券を給付します。

● 対象

- ① 要介護 4 または 5 と認定され（相当含む）、市内に居住する 65 歳以上の高齢者・もしくは 40 歳以上の方で、市民税非課税世帯に属する方を現に介護している家族の方
- ② 要介護認定を受けていない方で、市内に居住する 64 歳以下の重度肢体不自由の身体障がい者手帳 1 級または 2 級を所持しており、市民税非課税世帯に属する方を現に介護している家族の方

※介護保険施設に入所している方、介護保険料を滞納している方又は保険給付の制限を受けている方は対象外となります

- 給付内容 6,250 円相当の給付券を年間最大 12 枚まで給付します
- 交換対象用品 紙おむつ、尿取りパッド、清拭関連用品、使い捨て手袋、介護用消臭剤、ドライシャンプーなど

安否確認サービス

ひとり暮らしの高齢者で、安否確認が困難な方に対して、安否の確認を行います。

- 対象 65 歳以上のひとり暮らしの虚弱な高齢者のうち、身内や他の福祉サービス等での安否確認が困難な方
- 内容 【北見・端野自治区】 原則週 3 回、乳酸飲料の配達とともに声かけをし、安否を確認します
【常呂・留辺薬自治区】 原則週 3 回、電話サービスにより安否を確認します
- 利用者負担 無料

除雪サービス

除雪作業が困難な高齢者に対して、除雪サービスを行います。

- 対象 65歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者・障がい者のみの世帯などで、市内に身内がいない方、または市内に身内がいても遠距離等のため支援が困難な世帯
- 内容 24時間以内の積雪が20センチ以上あった際に、公道に除雪車が出動した後、自宅玄関から公道までを1メートル幅で除雪します
※排雪や屋根の雪下ろし、駐車場など玄関前以外の除雪は行いません
- 利用者負担 無料
- 対象期間 毎年12月1日～3月31日
(申請受付開始は毎年10月～)

生活管理指導員派遣

〈ホームヘルパー〉

ひとり暮らし高齢者などの家庭をホームヘルパーが訪問し、家事援助など日常生活を支援します。

- 対象 65歳以上のひとり暮らし高齢者などで、要介護認定で非該当、かつ、総合事業対象者でないと判断された方、もしくは身体状況等の調査により家事援助などの支援が必要と認められる方
- 日程 週1回1時間
- 利用者負担 1回208円



生活管理指導 短期宿泊

家族が不在の場合などに、養護老人ホームなどに一時的に宿泊することができます(原則年度で7日間まで)。

- 対象 65歳以上の高齢者などで、要介護認定で非該当となった方、もしくは身体状況等の調査により、施設に一時的に宿泊することが必要と認められる方
- 利用者負担 1日381円
食事代は実費負担



日常生活用具給付

電磁調理器、火災警報器を給付します。

- 対象 65歳以上のひとり暮らし高齢者などで、世帯員すべてが市民税非課税の方
- 給付額内容 電磁調理器20,000円、火災警報器6,000円を上限に給付します

短期入所生活介護

〈上乘せショートステイ〉

介護保険の要支援・要介護認定を受けている方のショートステイの利用日数が、やむを得ない理由により、支給限度額もしくは規定の利用日数を超える場合、年度で7日間を上限に期間の延長を行います。

- 対象 要支援・要介護認定を受けている方
- 費用 要介護度に応じる介護報酬に基づく1割～3割負担及び居住費、食費など

補装具交付

補装具を購入することが経済的に困難な高齢者に安全杖、補聴器を支給します。

- 対象 70歳以上の高齢者で、世帯員すべてが市民税非課税の方
- 補装具の種類
 - ① 安全杖～伸び縮み式または折りたたみ式のもの(冬期間に使用する滑り止めは含みません)
 - ② 補聴器～高度難聴用ポケット型
- 支給基準
 - ① 安全杖～杖の使用により、日常動作が改善される方
 - ② 補聴器～両耳の聴力損失が40デシベル以上の方



介護用具貸与

在宅生活に必要な車いす(原則年度で7日以内)、特殊寝台を貸し出します。

- 対象
 - ① 65歳以上の在宅の高齢者で、要支援・要介護認定を受けていない方
 - ② 在宅の重度身体障がい者
- 利用者負担 無料。運搬費用は自己負担

徘徊高齢者位置検索サービス

徘徊を伴う認知症高齢者が所在不明となったとき、現在位置を迅速に検索できる端末機の加入料金を助成します。

- 対象 65歳以上の徘徊を伴う認知症高齢者を、在宅で現に介護している家族の方
- 利用者負担 加入料金無料
月額基本料金・利用料は自己負担

入浴サービス

在宅で生活する寝たきり高齢者などが、自宅での入浴が困難な場合、週1回、市内の施設の特殊浴槽で入浴できます。また、重度身体障がい者の方の訪問入浴も行います。

● 対象

施設入浴サービス

- ① 在宅の寝たきり高齢者などで要介護3以上と認定された方
- ② 重度肢体不自由の身体障害者手帳1級または2級保持者で、寝たきり状態の方

訪問入浴サービス

- ① 64歳以下の重度肢体不自由の身体障害者手帳1級または2級保持者で寝たきり状態の方

- 利用者負担 施設入浴 1,500円
訪問入浴 1,250円

寝具乾燥サービス

寝たきり高齢者宅に専用車が年2回巡回し、使用している寝具類の乾燥を行います。

- 対象 65歳以上の寝たきり高齢者、身体障害者手帳1級または2級を所持している寝たきり状態の方
- 利用者負担 市民税非課税世帯に属する方：無料 その他の方：1割負担

家族介護慰労金支給

介護保険サービスを過去1年間利用していない在宅の寝たきり高齢者を介護している家族の方に、慰労金を支給します。

- 対象 市民税非課税世帯の65歳以上の在宅の高齢者で、要介護4または5と認定された方を、同居して介護している家族の方 ※過去1年間において入院期間が3カ月未満であること、介護保険料を滞納していないこと、などの要件があります
- 支給額 年10万円を支給します

訪問理美容サービス

自ら外出することが困難な高齢者宅を、理美容師が訪問して散髪を行う際の交通費を助成します。

- 対象 65歳以上の在宅の高齢者または障がい者で寝たきりの方
- 利用者負担 理美容代は自己負担

高齢者等住宅整備資金貸付

高齢者または身体障がい者の居室の増改築やバリアフリー化を図るために必要な資金を無利子で貸付します。

● 申請できる方

- ① 60歳以上の高齢者
- ② 身体障害者手帳1級または2級を所持している方
- ③ 高齢者または身体障がい者と同居している、または同居する予定の家族の方
上記いずれかに該当し、次の要件にすべて該当する方

- (1) 市内に1年以上居住し、年齢が20歳以上65歳以下の方
- (2) 現在居住している住宅や家周りを高齢者等が生活しやすいよう増改築をする方
- (3) 住宅の所有者が申請される方以外の場合はその所有者の承諾を得ていること
- (4) 貸付を受けようとする方の前年分の合計所得金額が1,200万円以下であること

- 改築例 高齢者または身体障がい者の居室の増改築、浴室・トイレの改修、手すりの取付け、段差解消、ホームエレベーターの設置、ロードヒーティングの屋外工事など

- 貸付条件 貸付限度額240万円、無利子、償還期限10年以内（完済時の年齢70歳未満）、元金均等毎月償還、連帯保証人1人

※高齢者等住宅整備資金貸付には詳細なパンフレットがありますので、希望される方は介護福祉課窓口または電話にてお問い合わせください

成年後見制度（高齢者の権利と財産を守るための制度）

認知症などにより判断能力が不十分な方の権利と財産を守るため、成年後見人等が本人の代理人となつて、金銭管理や日常生活での契約などを支援する制度です。

手続きとしては、本人・配偶者・四親等以内の親族などが、家庭裁判所に審判開始の申立てを行い、その後、本人の精神的状況や生活状況に応じて、裁判所により成年後見人等に最も適切と思われる人が選任されます。身寄りが無い等の理由により、申立てを行う人（申立人）がいない場合は、市長が申立人となって手続きが行われることもあります（市長申立て）。

* 相談窓口のご案内 *

相談窓口名	担当地域	
高齢者相談支援センター中央（中央地区地域包括支援センター） 0157-26-0061		
北見市北斗町2丁目1番27号 ナカシンビル1階	条東、条西、三楽町、三住町、中央町、番場町、北斗町、清見町、幸町、山下町、本町、美芳町、寿町、桂町、高栄東町、栄町、北進町、南仲町、南町、泉町	
高齢者相談支援センター東部・端野（東部・端野地区地域包括支援センター） 0157-69-5111		
北見市春光町1丁目58番地1 春光郵便局隣	大町、公園町、高砂町、青葉町、東陵町、朝日町、田端町、小泉、春光町、柏陽町、並木町、文京町、曙町、ひかり野、清月町、桜町、川東、端野町全域	
端野地区窓口（端野地区在宅介護支援センター） 端野町端野 238 番地 6 0157-67-6500		
高齢者相談支援センター西部・相内（西部・相内地区地域包括支援センター） 0157-66-0166		
北見市とん田東町450番地9	西富町、光西町、東三輪、西三輪、中央三輪、緑町、卸町、双葉町、大正、若葉、とん田西町、とん田東町、相内町、美園、豊田、西相内、住吉、本沢、東相内町、柏木、富里	
高齢者相談支援センター南部（南部地区地域包括支援センター） 0157-57-3161		
北光280番地7 こもれびの里内	常盤町、中ノ島町、南丘、開成、北光、光葉町、花園町、新生町、川沿町、北央町、錦町、広明町、末広町、無加川町、豊地、常川、上ところ、広郷、北上、若松	
高齢者相談支援センター北部（北部地区地域包括支援センター） 0157-22-7800		
北見市高栄西町7丁目11番4号 高齢者生活相談所内	緑ヶ丘、花月町、美山町南、美山町東、美山町西、高栄西町、昭和、大和、仁頃町、北陽、上仁頃、美里	
高齢者相談支援センター留辺蘂（留辺蘂・温根湯温泉地区地域包括支援センター） 0157-42-5008		
北見市留辺蘂町東町84番地1 はあとふるプラザ1階	留辺蘂町全域	
高齢者相談支援センター常呂（常呂地区地域包括支援センター） 0152-63-2026		
北見市常呂町字常呂332番地2 常呂総合支所向い	常呂町全域	
北見市介護福祉課	大通西2丁目1番地 まちきた大通ビル4階	0157-25-1144
端野総合支所保健福祉課	端野町二区471番地1	0157-56-2117
常呂総合支所保健福祉課	常呂町字常呂323番地	0152-54-2114
留辺蘂総合支所保健福祉課	留辺蘂町上町61番地	0157-42-2425